

白河市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、令和2年度財政援助団体等に対する監査を行ったので、同条第9項及び白河市監査委員条例第8条第1項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年8月26日

白河市監査委員 片山 拓央
白河市監査委員 縄田 角郎

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項及び第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の期間

令和3年6月14日 ～ 令和3年8月18日

3 監査の対象

市長公室、総務部、議会事務局が令和2年度に財政援助等を行った団体等

4 監査の方法

- (1) 補助金の交付を受けている団体を抽出(10件)し、あらかじめ担当所管課から、補助金等の交付に関する関係書類と資料等の提出を求め、事務手続きが適正に行われているか等について、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。
- (2) 公の施設の指定管理者(2件)について、あらかじめ担当所管課から、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、関係書類と資料等の提出を求め、事務処理全般の内容が適正であるか等について、調査・照合するとともに、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。

5 監査の結果

今回、監査の対象となったものについては、概ね適正であると認められた。

なお、事務処理上、改善、検討または留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭で措置を促した。